

使命を胸に —青年司法書士の軌跡—

発刊に寄せて

創立50周年記念事業特別委員会 委員(記念誌編集長) 梅垣 晃一

本年は、昭和45年(1970年)1月31日から2月1日にかけて熱海市内で開催された全青司(当初は、「全国青年司法書士連絡協議会」という名称であった。)創立大会から50年を迎えた記念すべき年である。また、奇しくも、司法書士の使命を明文化した司法書士法一部改正が施行された記念すべき年でもある。この記念すべき年に、全青司に関わってきた多数の関係者の協力を得て、本記念誌を発刊することができたことは、非常に感慨深い。この場をお借りして、寄稿をいただいた関係各位、編集に関わった特別委員会のメンバー並びに出版を支援いただいた民事法研究会に厚く御礼申し上げたい。

さて、本記念誌は、2019年の半田久之会長の時代に主に企画と執筆を行い、2020年9月の東京全国研修会(新型コロナウイルス感染症対策のため延期)に併せて行う予定であった50周年記念行事において、発表・発刊することを企図して準備されたものである。残念ながら新型コロナウイルス感染症対策のため、記念行事は全て中止されたため、本記念誌の発刊をもって、50周年を会員一人一人がお祝いする契機となれば幸いである。

本記念誌は、次の3部の構成となっている。第1部は、「制度改革の道」と題して、全青司の50年の歴史を鳥瞰するべく、(1)全青司の組織誕生から組織としての創成期、(2)不動産登記制度改革における全青司の活動、(3)司法(訴訟制度・法律家制)改革における全青司の活動の3つのテーマで特別委員会において資料をまとめた。第1部については、吉田健委員(埼玉)、阿部健太郎委員(神奈川)、稻村厚委員(神奈川)を中心にして、2年近くの間、精力的に過去資料の抽出・整理やインタビュー等を行った成果であるので、大変に読み応えのある資料になっていると思う。

第2部は、「制度のリーダーとこれからの全青司」と題して、全青司会長経験者で日司連においても重要な役割を果たした細田長司氏(高知)、齋木賢二氏(東京)に司法書士制度における全青司の役割について寄稿をいただいた。また、これを踏まえて、全青司の執行部、単位会代表者、若手の座談会を行い、全青司の現在、そして未来を語った。併せて、全青司のロゴの誕生や、事務局設置にいたる糺余曲折などの裏話を載せたコラムなども掲載した。

第3部は、「全青司の活動の記録」と題して、

過去及び現在の全青司活動に関わってきた22名の方に当時の活動の様子や振り返ってみた感想について、ご報告をいただいた。今では当たり前に開催されている市民向けの法律教室や啓発活動、クレサラ被害救済活動などが、当時は相当な障害を乗り越えて開催に至ったものであることがわかる。

また、登記所の統廃合や登記手数料値上げ反対の活動、地家裁支部廃止阻止活動、阪神・淡路大震災の市民救援活動、裁判ウォッキング、法社会学的調査(上田調査)など、様々な歴史的な活動の記録も寄稿いただいた。第三部を通じて、司法書士が「生成中の法律家」と呼ばれるゆえんや、その活動の源となっている全青司会員・役員の熱い思いをくみ取っていただければ幸いである。

そのほか、本記念誌の発刊に寄せて、大出良知教授(九州大学・東京経済大学名誉教授)、木村達也弁護士ほか、日頃より全青司活動にご賛同、ご指導をいただいている13名の方からメッセージをいただきしており、巻頭に収録している。また、巻末には、全青司の過去50年間にわたるすべての全国大会、全国研修会、歴代会長等を記録した年表を収録した。この年表については、それぞれの世代が漠然とイメージしていた全青司活動を、時系列的に一直線につなげるものであり、全青司活動ひいては近年の司法書士制度の発展の歴史を俯瞰するのにとっても良い資料となっていると自負している。巻末には、そのほかに全青司が過去に作成した啓発用のチラシなどの資料を収録した。なお、これらの資料は、

月報全青司(昭和55年創刊)やその前身として不定期発行されていた「国民と司法書士」(昭和51年創刊)、「市民と司法書士」(昭和61年に「国民と司法書士」を改題)などの全青司機関紙の情報に基づいて作成したものである。

本記念誌の編集作業を終え、改めて読み返すと、全青司は、いつの時代においても、絶えず社会的課題に目を向け、「私たちにはできない。」と言い逃れをすることなく、「司法書士だからできること」「全青司だからできること」を探し続けて、組織内外の障害を乗り越えてぶつかっていったということがよくわかる。全青司が司法書士界の「良心」と言われるゆえんである。まずは、そのことに最大限の賛辞を贈りたいし、また、これから全青司もそうありたい、そうあってほしいと切に願う。

ただし、一方では、そのぶつかった結果、ある程度の成果を出すことができたケースもあれば、そうではなかったケースが背後に多く埋もれていることに留意しておく必要がある。本記念誌の寄稿は、目次だけを見れば、全青司の過去の成功体験の羅列のように感じられるかもしれないが、細かく読んでみると、先人達の苦労や挫折、時に絶望感にも近い心痛が伺えるようになっている。これは、普段の私たちの活動においても、同じであろう。目的が明確で、そのための事前準備をしっかりとやっていても、明確な成果を出せないことは山ほどある。そして、その時は、心が折れそうになる。

使命を胸に

—青年司法書士の軌跡—

発刊に寄せて

そうだからこそ、私たちは、いつも、「使命」を胸に抱いていなければならぬ。

幸い、司法書士は、明文化された「使命」を有するに至っている。一人ひとりの司法書士が胸に抱く使命は、明文化されたそれとは少しずつ違うのかもしれないが、いずれにしろ、私たちが使命を胸にし、熱き心を絶やさないことで、これからも、言い逃れをせずに、「司法書士だからできること」「全青司だからできること」を探し続けて、困難にぶつかり続けることができるものと信じている。

本記念誌は、50周年記念誌という体裁をとっているが、以上のとおり、全青司が、そして、司法書士が、この半世紀にわたり、どのように社会的課題に対峙してきたか、また、その結果として、法制度や社会制度がどのように変革していったかを記録する貴重な資料ともなっている。そのため、全青司の会員はもちろんのこと、すべての司法書士、そして「市民のための法律家」を目指すすべての人にぜひ読んでもらいたいと心から願っている。本書を一般販売の書籍としたのは、このためである。ぜひ、全青司会員の皆様には、1冊をお手元においていただき、また、必読の書として知人・友人にもおすすめいただければ幸いである。

全国一斉

司法書



9月12日(日)、「司法書士による全国一斉 手続支援のための養育費相談会」を無事開催することが出来ました。まずはご協力いただきました会員のみなさまには感謝申し上げます。全青司では、平成27年より6年連続の開催となりましたが、今年度は平成30年以来2度目の日司連と共に開催となりました。今回は、新型コロナウイルスの影響もあり、広報、準備の段階から当日の設営まで、いろいろと頭を悩ませたところではありましたが、各開催会場で創意工夫をしていただき、本当にありがとうございました。

子どもを取り巻く環境について、「子どもの相対的貧困率」は13.9%に上っており(平成28年度国民生活基礎調査)、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%となっています(同)。子どもの7人に1人、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困という恐ろしい状況です。現在、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は約42.9%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は24.3%という大変低い数値となっており(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。

昨年12月の養育費算定表の改定や強制執行の実行性の確保のため今年4月1日に施行された改正民事執行法など、養育費支払いの実効性の確保のための改善も期待されていますが、今回の相談会のアンケート結果を

